消費税

→　事業者が国内で商品の販売やサービスの提供などを行った場合には、原則として消費税が課税されます。

消費税課税事業者

消費税を納める義務のある事業者

免税事業者

納めるのを免除されてる(仕入税額控除ができない)事業者

適格請求書発行事業者

→　「登録申請書」を税務署に提出し、審査を経て「適格請求書発行事業者登録簿」に氏名又は名称、登録番号等が登載されます。「登録番号」は申請事業者に通知され、インターネットを通じて公表されます。

※　→　免税事業者の場合は「登録申請書」と「消費税課税事業者選択届出書」を税務署に提出します。

適格請求書発行事業者以外の者

課税事業者	内10％消費税額
税込売上 110,000	10,000
−）税込仕入 77,000	7,000
＝ 仕入税額控除後	3,000

車、設備、機械、ソフトウェア等の減価償却資産も、それらの資産を購入した購入価額の全額に対する消費税の額が仕入税額控除の対象です。

※免税事業者　「事業者の負担やさまざまなコストへの配慮から設けられた特例措置」。　狙いは「売上高が小さければ消費税額も少額となるため、国側も税処理への負担を軽減したい」というもの。

・新しい仕入税額控除方式→インボイス制度に・・
（詳しくは関与税理士にご質問願います）
売上高が1,000万円以下の事業者も、所轄税務署長に「消費税課税事業者選択届出書」を提出すると免税事業者から消費税課税事業者になります。

これまで売上高 1,000万円以下の中小規模事業者は、免税事業者の対象となっていても特に問題はありませんでした。しかし、2023年（令和5年）10月1日から「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入され、これには同年3月31日までの登録申請が必要ですが、経過措置もあります。これまで通りの請求書では、新方式導入後から段階的に仕入税額控除ができなくなるので、適格請求書発行事業者との取引では排除傾向、一般消費者や免税事業者との取引では継続使用となる予想です。

適格請求書

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）
⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

適格簡易請求書※

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
② 取引年月日
③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）
⑤ **税率ごとに区分した消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに１回ずつ）**又は適用税率**

※ 不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、駐車場業等に係る取引については、適格請求書に代えて交付することができます。

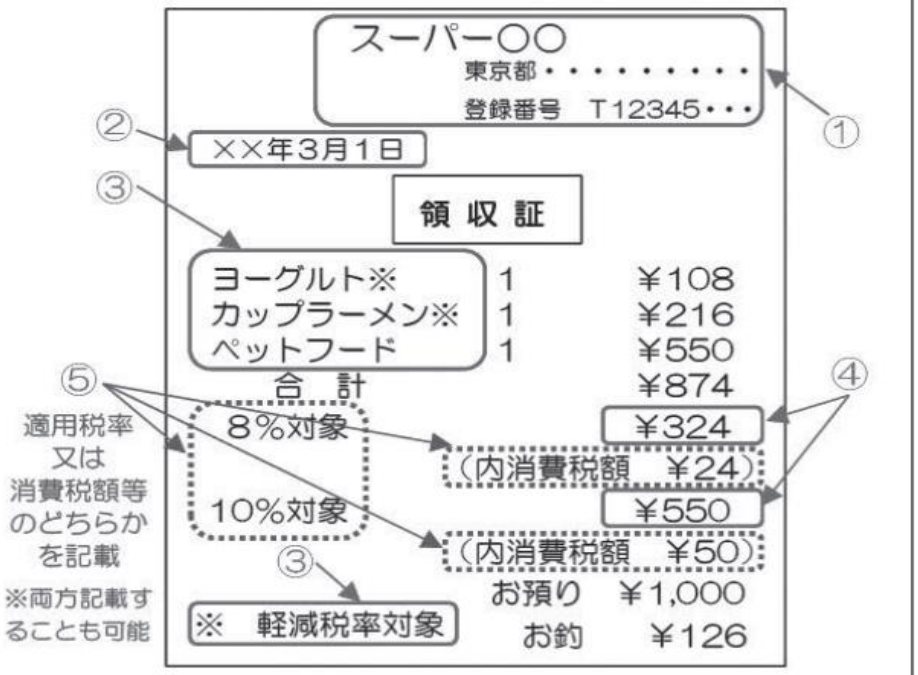

国税局：消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するＱ＆Ａ

国税局：インボイス制度に関するＱ＆Ａ目次一覧